

山口県報

令和元年
6月7日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 二
- 保安林予定森林 (山口市) (森林整備課) 三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (二件) (建築指導課) 三
- 公告
山口県労働委員会の労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等 (労働政策課) 五



山口県告示第四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和元年六月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和元年六月七日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣政

- 氏名又は名称 医療法人社団宇部興産中央病院
住 所 宇部市大字西岐波七五〇番地
二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 医療法人社団宇部興産中央病院
所在地 宇部市大字西岐波七五〇番地
三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り
六八の二一 (三基)	〇・〇六 (m)	令和元、 六、二八	令和元、 六、二八	令和元、 六、二八	断 続
六八の二一	(kg/回)	〃	〃	〃	八時間
					変動なし

備考 「六八の二一」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十八号の二の病院で病床数が三〇〇以上であるものに設置される洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の量
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
六八の二一〇口 (三基)	七	一三〇	一五〇
六八の二一〇口	八・六	九〇	一〇〇
六八の二一〇口	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m^3 /日)	処理の方式	間使用時間	一日当たりの使用時間	概季節的変動の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
し尿処理施設	鉄筋コンクリート	三九〇	長時間ばつ気・ 接触ばつ気	連続	二四時間	変動なし	(既)		

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚水等の汚染状態の値
	処理前	処理後	
し尿処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	一四	三五
種 類	浮遊物質量 (mg/l)	五〇	七〇
	大腸菌群数 (個/cm)	二七五	一、〇〇〇
種 類	窒素の値	二五	三〇
	リンの値	三	三・五
種 類	汚水等の一日当たりの量 (m^3)	三三八・九一	〃
		三七八・二一	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排出水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	常	三・五	三四五・一五
	最大	四〇	三九二・〇一
八・六	常	五〇	〃
	最大	七〇	〃
〃	常	二、〇〇〇	〃
	最大	二五	〃
〃	常	三〇	〃
	最大	三	〃
〃	常	三・五	〃
	最大	〃	〃

山口県告示第四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和元年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称 認可年月日
 下関市豊田町土地改良区 令和元、五、二四

山口県告示第四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐中字高畑一〇二八二から一〇二八五まで、一〇二八七、字山無一〇二九五、一〇二九六、字有ヶ浴一〇三九四、一〇三九七、一〇四〇一、一〇四〇六から一〇四〇八まで、一〇四一〇、字埽一〇四〇三から一〇四〇五まで、字埽ノ浴一〇四一五から一〇四二二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 山口市阿東徳佐中字高畑一〇二八二・一〇二八三・字山無一〇二九五・一〇二九六・字有ヶ浴一〇三九四・一〇四〇八・一〇四一〇(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、下関漁港地方卸売市場本館南棟増築工事(第三工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 下関漁港地方卸売市場本館南棟増築工事(第三工区)

- (一) 工事場所 下関市大和町一丁目地内
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 二階建	構 造	延 べ 面 積
		四、七五七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和元年六月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年六月二十五日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年七月十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三三三〇)にすること。

山口県告示第四十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、下関漁港地方卸売市場本館南棟機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年六月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 下関漁港地方卸売市場本館南棟機械設備工事

- (一) 工事場所 下関市大和町一丁目地内
- (二) 工事の概要

名	称	工 事 内 容
製氷施設設置及び付属設備		機械設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(管工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和元年六月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(管工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し
4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
令和元年六月二十五日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
令和元年七月十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三一三八三〇)にすること。



(二二) 山口県労働委員会の労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十七期労働者委員(補欠委員一人)の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

令和元年六月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 推薦者の資格

労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならぬ。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書及び山口県労働委員会の資格証明書を添えて知事に提出しなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

令和元年六月十二日(水曜日)から同年七月十六日(火曜日)まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。

1 労働組合資格審査申請書

2 組合規約及びこれに準ずる諸規程

3 労働協約、覚書その他附属協定

4 組合役員名簿

5 職制機構図

6 組合の予算書又は決算書

7 大会議案書

8 その他必要と認められる立証資料

(二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であつても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。

(三) 資格審査には日時を要するので、できるだけ早く申請すること。

六 その他

不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課(電話〇八三一九三三一三二一〇)に、五については山口県労働委員会事務局(電話〇八三一九三三一四四四四)に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
 の所在地
 名 称
 代表者氏名
 ⑮

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の労働者委員（補欠委員）の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称	
所属団体における地位	
所属団体の構成員数	
加盟上部団体の名称	

添付書類

- 1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書
- 2 山口県労働委員会の資格証明書

注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。